

人事院総裁 佐藤達夫 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：内閣総理大臣，大蔵大臣，文部大臣，自治大臣，科学技術庁長官，行政管理庁長官，各省直轄研究所長連絡協議会代表幹事，国立大学協会長，公立大学協会長，日本私立大学協会長，日本私立大学連盟会長，私立大学懇話会長

国立大学教官並びに研究公務員の待遇改善について（申し入れ）

標記について，本会議第423回運営審議会の議に基づき，下記のとおり申し入れます。

記

公害問題，物価問題等々国民生活をおびやかす諸問題が深刻化しつつある今日ほど，人々の生命と健康と生活を守り，心ゆたかで健やかな民主国家・平和国家・文化国家の創造に寄与すべきものとして，科学・技術の研究・教育がすすめられるよう真剣な努力が要請されているときはない。

それだけに科学・技術の研究・教育にたずさわる者がその自主性創造性を発揮できるような研究・教育条件が保障され，安んじてその職務に専念できるような待遇が行われることが緊要であるのはいうまでもない。

しかるに，このような意味での科学者の待遇は，今日までの多くの人々の努力にかかわらず，例えば，調整手当（いわゆる地域手当）の改善，通勤手当の全額実費支給，扶養手当の増額など，なお極めて不十分であり，加えて連年の物価暴騰は，とりわけ研究に要する図書，実験資材，学会参加等の必要経費の負担増大を含めて，科学者の生活を著しく圧迫し，今や研究・教育は危機的状況においこまれている。

よって，この際大学・研究機関等で研究・教育にあたるものの給与水準・給与体系・勤務条件などについて，全面的・根本的に，かつ，民主的に検討し，思い切った改善を図ることが望まれるとともに，当面，次の諸点について要望するものである。

I 教育職，研究職についての共通事項について

1 給与の大幅引き上げを図ること

（説明）

前文でのべたように今日の物価暴騰のもとで研究・教育に従事するものの切実な生活実感から，緊急に大幅引き上げが行われるべきことは当然である。参考までに附言するなら，既に沖縄では復帰前の占領下においてすら政府立大学教官は判検事に準ずる待遇を保障されていたのが，復帰によって教育職公務員給与に切りかえられたことに対して現地教官として払拭しがたい不満がかもされているということにかんがみても，この際教育職（←給与を司法官なみに引き上げることもあらためて検討さるべきであろう。なお，日本教職員組合が国公立48大学13,506人の教職員について1972年11月に実施した調査によれば，80%が2万円（加重平均で2万5千円）又はそれ以上の賃金引き上げを要求していることも参考になろう。

2 初任給調整手当の本俸繰り入れと系列格差の解消を含め初任給の大幅引き上げを図ること

(説明)

初任給調整手当は、現在、医療職については支給期間35年とするごときは、その名にそぐわず、むしろ本俸に繰り入れを図るべきであり、科学技術職月2,500円、その他1,000円というごときは、あえて本俸と別建てにする意味に乏しく、これまた本俸に繰り入れるべきであり、更に以上のごとき系列格差は説得性に乏しく、解消すべきである。

総理府家計調査で1972年推計1人世帯平均70,400円であることからするなら、教育職(一)、研究職、初任給は大学学部卒で少なくとも7万円以上とすべきであろう。

3 若手教育職・研究職職員の待遇改善を図ること

(説明)

前記、初任給の大幅引き上げのほか、教育職俸給表(一)について、当面、助手・教務職員の3等級・4等級へのわたりを行うこと。また国立試験研究所の若手研究職の約60%は、アルバイト、親の援助など本人の給料以外の収入を得て生計を立てることを余儀なくされているという。大学・研究機関における職場保育所等福祉施設の充実を含めてその待遇改善を図ることが緊要である。

4 住居手当の支給範囲の拡大と支給限度の引き上げを図ること

(説明)

一般的には現行住居手当はその支給範囲が賃貸住宅に限定されているが持家取得も賃貸に準じて多額の負担をしいられている。(下表)

	持 家	民 営 借 家	公 営 借 家	給 与 住 宅
家賃・地代	942円	12,068円	3,848円	2,552円
土地・家屋 借 金 返 済	7,695	1,000	5,020	4,658
計	8,637	13,068	8,868	7,210

総理府統計局、家計調査報告、1972年12月、全国、勤労者世帯
特に研究者においては、書斎がないためにその新増築などを必要とするものも少なくない実情にかんがみ、その支給範囲を拡大し、かつ、支給限度を引き上げることが必要である。

5 高齢者昇給延伸措置は徹廃すること

(説明)

今日の高齢者は、戦後の混乱と貧困の打撃をうけ、また多年、中だるみ賃金を余儀なくされつつ戦後日本の復興に寄与し、今また老後保障の不備な状況下へと排出されようとしている者として、最も厚遇してしかるべきものであり、その意味からして昇給延伸措置は速やかに徹廃すべきである。

6 沖縄県科学者の待遇問題に特に配慮すること

(説明)

沖縄県の本土復帰に伴い国立大学教官又は国立研究機関職員となった者についても、復帰前多年にわたって苛烈な異民族支配のもとに困難な条件にめげず研究・教育に当たってきた

労苦を思い、かつ復帰後も研究・教育の上でなお幾多の困難な条件下におかれていることを考慮し、学会出張旅費・研究費の増額等その待遇の改善に格段の配慮が望まれる。

Ⅱ 大学において研究・教育にたずさわる者の待遇改善について

1 現行職階制を再検討すること

(説明)

現行の教授・助教授・講師・助手といった身分差別的職階制は研究・教育活動の本質からみてふさわしいとはいえないので、根本的に再検討する必要がある。

当面は次の2以下について改善を図ること。

2 指定職の枠を拡大すること

(説明)

教授などの指定職の枠を大学院をもたない大学への拡張を含めて大幅に拡大すること。指定職甲へのあたりも容易にし、給与の最高額を引き上げること。

3 大学院関係教官の俸給の調整額制度を改善すること

(説明)

(1) 大学院担当助手については修士課程担当者についても調整額を支給すること。

(2) 前記の場合を含めて、修士課程調整額を博士課程調整額と同率とすること。

4 医学部教官の待遇改善を図ること

(説明)

医療職に他の職とは比較にならぬ大幅な初任給調整手当がつけられたことから医師資格を有する者に対して大学医学部のもつ魅力はますます乏しくなっており、このことは日本の医学の発展、国民の生命と健康の保持にとって長期的にみて極めて由々しい問題であり、医学部教官に医療職と格差のない待遇を保障することが緊要である。

5 協力・支援的業務に従事する職員などについて、調整額の枠の拡大・特殊勤務手当の改善等を含めて、その待遇を改善すること。

(説明)

(1) 実験施設のオペレーター、図書関係職員、実質的に教育・研究にたずさわっている教務員など研究の補助的職員の格段の待遇改善を図ること。

(2) 大学病院・農学部・理学部などで実験動物等の飼育にあたる者に、その業務の危険性にかんがみ、調整額を設けること。

(3) 医学部その他の研究施設で死体の処理作業にあたる職員については現在、死体処理手当が支給されているが、その業務の不快性・危険性などにかかわらず、現在、その額は1日250円と余りに低額にすぎるし、その職務の特殊性からするなら、むしろ、特殊勤務手当とするより、俸給の調整額設定対象とするのが望ましい。

6 研究休暇制を確立すること

(説明)

大学において研究・教育にあたる者がたえず清新で高度の研究水準を維持し、充実した魅力ある教育を行うことができるためには、勤務数年間に1年間位のわりで思い切った研究休

暇をとることが必要である。

Ⅲ 国立試験研究機関における研究職などの待遇改善について

1 研究公務員特例法制度の実現を図ること

(説明)

研究業務の特殊性から、研究者の任用、サービスの態様に一般行政職とは格段に相違している
ので、教育公務員特例法に準じる研究公務員特例法を制定して、研究者がその能力を十分発
揮し、本来の研究に専念できるようにすることが望ましい。

なお、本案の具体的な検討に当っては本会議の意見を徴されたい。

2 指定職格付けの範囲を拡大すること

(説明)

国立試験研究機関の長、及び長に次ぐ職にある者の全員指定職への格付け、及び指定職上
位への格付け、並びに号俸の引き上げを図るよう配慮すること。

3 特別調整額を増加すること

(説明)

部長等研究員(これに相当する事務部門の部長及び課長を含む)の特別調整額を全員第1
種に引き上げるとともに、室長等研究員(これに相当する事務部門の課長を含む)のそれを
第2種に格上げすること。

4 1, 2等級定数枠を増加すること

(説明)

高度の能力をもった専門研究者の待遇改善を図るため、1, 2等級定数枠の増加、並びに
特別調整額についても、格段の配慮をすること。

5 研究職標準職務表を再検討すること

(説明)

研究実施の第一線にある研究職3等級、4等級、及び研究協力支援の業務に従事する職員
の適正な評価及び待遇を実施するため、現行の標準職務表を改正することが望ましい。

6 行政職職員の役付定数を増加すること

(説明)

国立試験研究所の成果の発揚は、研究部門における研究活動の促進を図るだけではなく、
事務部門(行Ⅰ)、及び技能部門(行Ⅱ)が積極的に研究を支援することによってはじめて
可能となる。行Ⅰにおいては役付定数、特に係長、主任のそれを増加し昇格を円滑に行える
ようにし、本省庁との格差を是正することが各試験研究所の最大の要望である。行Ⅱにつ
いては各所の実態を再検討して、最高号俸の引き上げ、及び各号俸の間差額の改善等、抜本的
に待遇を改善することが望ましい。

7 筑波研究学園都市への移転職員及び移転困難職員の処遇

(説明)

両三年中に実施される首都圏における国立試験研究機関の筑波への移転に伴い、移転職員
の移転手当は本俸の8%支給が配慮されたが、これを調整手当に切り換え、行政職職員の移

転後における採用を円滑にするとともに、移転困難な職員の退職手当は「退職手当法第5条」適用と同等の措置を講じること。

Ⅳ 人事院所管以外と考えられる事項に関する協力要請について

下記の事項は、現行法上、たまたま人事院の所管事項外であるとしても、人事院設置の根拠法である国家公務員法上人事院は、「給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善」に関し勧告権を有し、また“職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる”ことをその目的とされていることにかんがみ、しかるべき努力を払われるよう要請するものである。

1 「定員削減」方針につき政府の再考をうながすこと

(説明)

これまで日本学術会議は、第53回総会における「行政機関の職員の定員に関する法律(案)に関する声明」、第58回総会における「国立大学・国立試験研究機関等の定員問題についての申入れ」、第59回総会における「国立大学・国立試験研究機関等の第2次定員削減問題についての勧告」などで指摘してきたように、今日、大学学部学生数及び大学院生数の増加にかかわらず、きびしい定員管理政策のため、研究・教育に必要な人員が、研究補助的職員及び一般事務職員等を含んで、十分に確保できず、研究・教育上重大な支障をきたしており、また非常勤職員問題、いわゆるオーバードクター問題など深刻な事態が生じている。したがって、かような研究・教育上また科学の発展上ゆゆしい事態をもたらすこととなっている「定員削減」方針に対して、政府の再考を促すよう配慮されたい。

2 旅費の増額について

(説明)

大学、試験研究機関等で研究・教育に従事する者にとって、学会参加、研究調査等のための旅行が研究・教育水準の向上やその業務の遂行上重要な意義を有することはいうまでもないが、そのための旅費が必ずしも十分に保障されていない。必要・十分な旅費が保障されるよう配慮されたい。

3 大学の夜間部担当手当について

(説明)

現在、定時制又は通信教育を行う学校の教職員については単行法(1953年法律238号)により手当が支給されているが、国立大学には夜間部を有するところ(静岡大学、電気通信大学等)も存在するにかかわらず、この種の手当が支給されていない。国は勤労青年教育のもつ意義の重要性と大学教職員の夜間労働の困難性にかんがみて、夜間部担当手当のごときものを設ける必要があると考えられる。

4 非常勤講師給与の根本的改善について

(説明)

専任教員率の高い国立大学においてすら、研究・教育の必要上、非常勤講師は重要な役割を果たしている。しかるにその講義料の低劣なことは大学生がアルバイトとして行う家庭教師の賃金にも劣るほどであることは周知のところであり、このことは、到底すぐれた研究・教育者を遇するみちとはいえない。早急に非常勤講師の抜本的待遇改善策を(現行時間ぎめ

を月ぎめに改めるごとき算定方式の改善を含めて)講ずるよう配慮されたい。

5 無給研究者の災害補償制度の確立について

(説明)

大学院生、いわゆる無給医等、今日、大学において無給研究者が研究・教育上に果している役割は大きいにかかわらず、その業務上の災害について、これを補償する制度がない。この点について本会議は既に第57回総会の議を経て「大学院学生など無給研究者の研究災害保障制度の確立等について」の勧告を行っているが、政府が速やかに対策を講ずるよう努力されたい。

6 退職手当・共済年金等の改善について

(説明)

多年研究・教育にしがって来た科学者の老後に対しては十分な生活保障をもってむくいるべきことは当然である。ことに異常な物価高の今日、定年退職研究者が生活難から学会費の支払いにすら難渋するというときは、到底、文化国家の名に値いするとはいえない。そのため、退職手当を増額すること、退職手当は全額免税とすること、退職年金は俸給年額の60% (現行40%) に引き上げ、また年金額算定の基礎俸給を退職時の俸給額とし、かつ年金のスライド制を実施することなど、その改善について努力されたい。

9-23

総学庶第1056号 昭和48年7月4日

文部大臣 奥野誠亮 殿

日本学術会議会長 越智勇一

昭和49年度科学研究振興に必要な予算について(申し入れ)

標記について、本会議第423回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

文部省所管の科学研究振興費、特にそのうちの科学研究費補助金の我が国の基礎科学の振興に果たす特色ある役割とそれが我が国の科学研究の調和ある発展に対してもつ重要な意義にかんがみ、その大幅な増額については科学者が等しく要望しているところである。

また、本会議は既に政府に対し「科学研究計画第1次5か年計画」(昭和40年)、「科学研究基金(仮称)の設置について」(昭和42年)、及び「科学研究5か年計画について」(昭和46年)の勧告を行った。

そのなかで、科学研究基金(仮称)を設けるなど、科学研究振興のために国家経費を画期的に増額すると同時に、その体系を整備し、運用を改善すべきことを提唱した。その基本構想はいまだ実現しておらず、将来、科学研究費補助金のあり方と関連して、更に検討を加える必要がある。

以上の経緯をふまえ、本会議は毎年、科学研究費補助金について、この総額を大幅に増額し、細目区分ごとの割当金額を適正ならしめるよう文部大臣あて申し入れてきたところである。しかし、その増額の程度はなお十分でなく、昭和48年度においては予算総額118億円に対して、申請金額は564億円にも達している。